

建設工事標準請負契約約款(甲)が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約約款(甲)が以下のとおり改正されました。

民間建築関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

- ◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。 **改正内容の詳細は裏面へ!**

望ましい代金支払
方法の明確化

契約当事者間の
対等性確保

契約条件の
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、甲約款は、民間の比較的大きな工事の発注者と建設業者との請負契約を対象としています。

○改正後の甲約款はこちらから

○改正後の甲約款本文はこちら

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html

○甲約款(改正前)・甲約款(改正後)・旧四会約款の比較表はこちら

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html (資料2別添2)

お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)

甲約款の主な改正内容

望ましい代金支払方法の明確化

● 出来高払いの促進のため、契約書の記述が整備されました

民間約款（甲）「民間建設工事請負契約書」

五、支払方法（抜粋）
部分払（〇月ごとに出来高に相当する額（ただし、既支払額を控除する。））」
注 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。

工事の出来高に応じた支払いを推奨

契約当事者間の対等性確保

● 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました

● 第三者に損害を与えた場合の当事者間の負担の明確化が図られました

- ◆ 受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動等により、第三者に与えた損害について、発注者の負担を明確化
- ◆ 契約目的物に起因する日照阻害等の損害について、発注者の負担を明確化

● 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました

- ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

協議段階

受注者又は発注者の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

契約条件の明確化

● 約款に基づく通知等を原則書面主義とする規定が設けられました

- ◆ 約款に基づいて行う協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨が明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism